

資料1 東日本大震災による中心市街地の被災状況

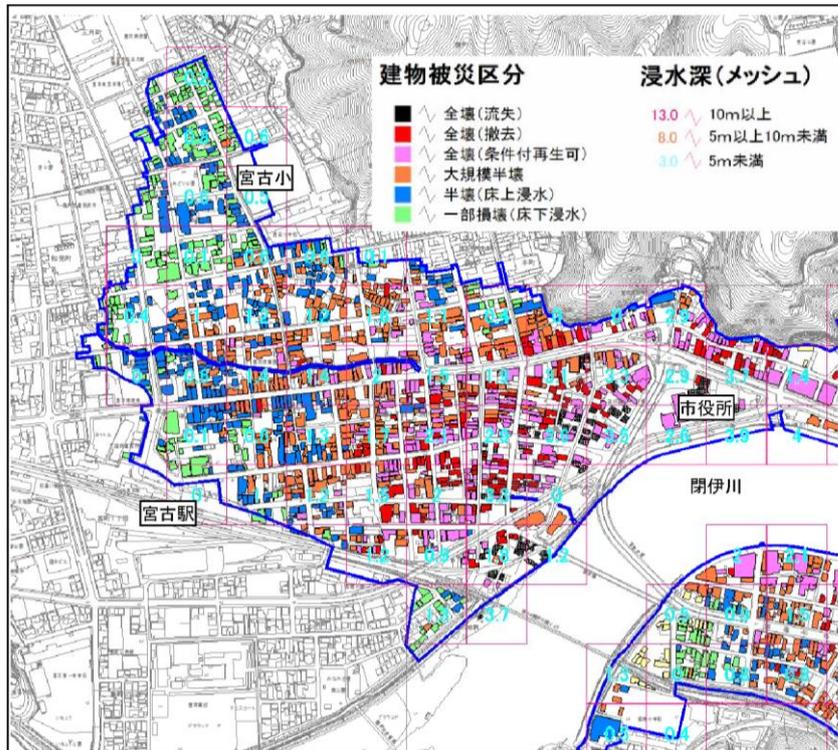
平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災の際は、河川堤防を越流した津波が市街地を襲い、広い範囲で被害を受けました。

浸水面積は 48.4ha にわたり、浸水高は T.P.+3.3~5.2m となり、最大浸水深が 3.9m に達しました。

浸水区域内の建物は 1,270 棟あり、その約 14% が流失または撤去となる被害を受けました。特に閉伊川に近い区域では、大きな被害となりました。

注) T.P.: 東京湾平均海水面

■ 被害の状況



※被災現況調査(国土交通省)より



津波により浸水した市役所前交差点

資料2 庁舎の変遷

・「庁舎のあゆみ」(旧宮古市)

鍬ヶ崎町役場

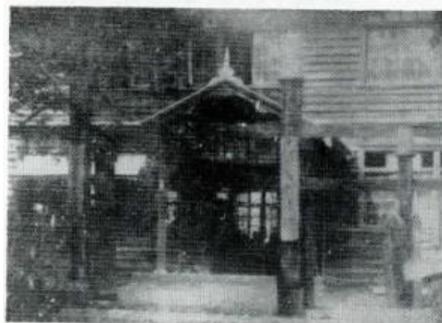
鍬ヶ崎町役場は鍬ヶ崎の2丁目と3丁目の境にあった南部藩の「十分一(じょうぶいち)運上所」(税関所)をそのまま利用し、大正13年の宮古町と鍬ヶ崎町の合併まで使用された。

宮古町役場

宮古町役場は、明治22年の町制施行当時は横町にあったとされているが、正確にはわかっていない。

明治37年5月27日、新町より出火した火は、新町、本町、沢田はもとより、向町、田町、そして片柵までの58戸を焼きつくし、翌朝午前4時郡役所前で沈火したといわれている。

その後、いまの中央公民館の位置に宮古町役場が建てられた。この場所は明治23年廃止された宮古監獄跡であり、明治41年に県より払い下げを受けたものと考えられる。



〔大正14年当時の宮古町役場〕

初代市庁舎

明治44年、下閉伊郡会は、宮古町新川町に下閉伊郡物産館兼公会堂を建設した。(工費：5,486円47銭)

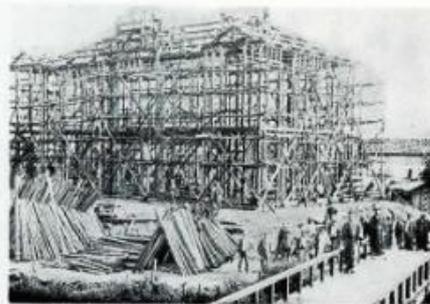
大正14年6月、郡からこの建物と土地の払い下げを受け、改めて宮古町有となり、昭和4年には町立宮古商業専修学校が、この公会堂を校舎とした。同12年には消失した愛宕小学校の仮校舎にもなった。

つまり、物産館兼公会堂としての使命をはたし、昭和13年9月に宮古町役場となり、昭和16年2月11日宮古市役所の看板が掲げられた。

その市庁舎も、昭和42年11月隣家よりの出火により、半焼し、解体されて姿を消し、業務は5ヶ所に分散した庁舎で行われた。

〔上：棟上げ(明治44年)〕

〔下：市庁舎となった物産館兼公会堂〕



二代目市庁舎(現在の本庁舎)

昭和45年6月、市は庁内「庁舎建設連絡協議会」、市議会は「庁舎建設特別委員会」を設置した。

昭和46年3月6日着工、翌年6月20日完成した。(工事費：3億9,500万円)

本館は、地上7階、鉄骨鉄筋コンクリート造り、延床面積5,705㎡、別館は、地上2階、鉄筋コンクリート造り、延床面積659㎡。

〔昭和47年5月完成の現庁舎〕



出典：「宮古のあゆみ(昭和49年3月発行)」から抜粋要約

資料3 本庁舎の耐震性能

(宮古市復興推進課・財政課まとめ)

■ 耐震診断とは

昭和 23 年福井地震、昭和 39 年新潟地震、昭和 43 年十勝沖地震、昭和 50 年大分地震などにより予想外の被害を受けたことから、昭和 56 年に建築基準法が大幅改正され、いわゆる新耐震基準が敷かれた。しかし、平成 7 年阪神淡路大震災により新耐震基準以前の建築物に甚大な被害が生じ、そのためこれらの建築物の耐震診断、耐震改修が行われるようになった。

耐震診断とは、新耐震基準以前の建築物が新耐震基準の設計法と同等以上の耐震性を有するかを判定するものである。建築物の耐震安全性を評価する指標として構造耐震指標（I s 値）で表される。なお、I s 値は建築学上の専門的な数値指標である。

■ 新耐震基準とは

建物が震度 6 強の地震によっても倒壊せず、建物内の人命が危険にさらされない強度を言い、昭和 56 年 6 月以降に建築確認が行われた建物はこの基準を満たしていることになる。

■ I s 値とは

構造耐震指標。建物の耐震性能を表す指標である。地震力に対する建物の強度と靱性（変形能力、粘り強さ）が大きいほど指標が大きくなり、すなわち耐震性能が高くなる。

$I_s < 0.3$ 地震に対して倒壊または崩壊する危険性が高い

$0.3 \leq I_s < 0.6$ 地震に対して倒壊または崩壊する危険性がある

$0.6 \leq I_s$ 地震に対して倒壊または崩壊する危険性が低い

■ 本庁舎の耐震診断結果

本庁舎本館 I s 値=0.21（最低値）、本庁舎別館 I s 値=0.33（最低値）

※平成 21 年実施の耐震診断（3 次診断）による

【本庁舎本館】

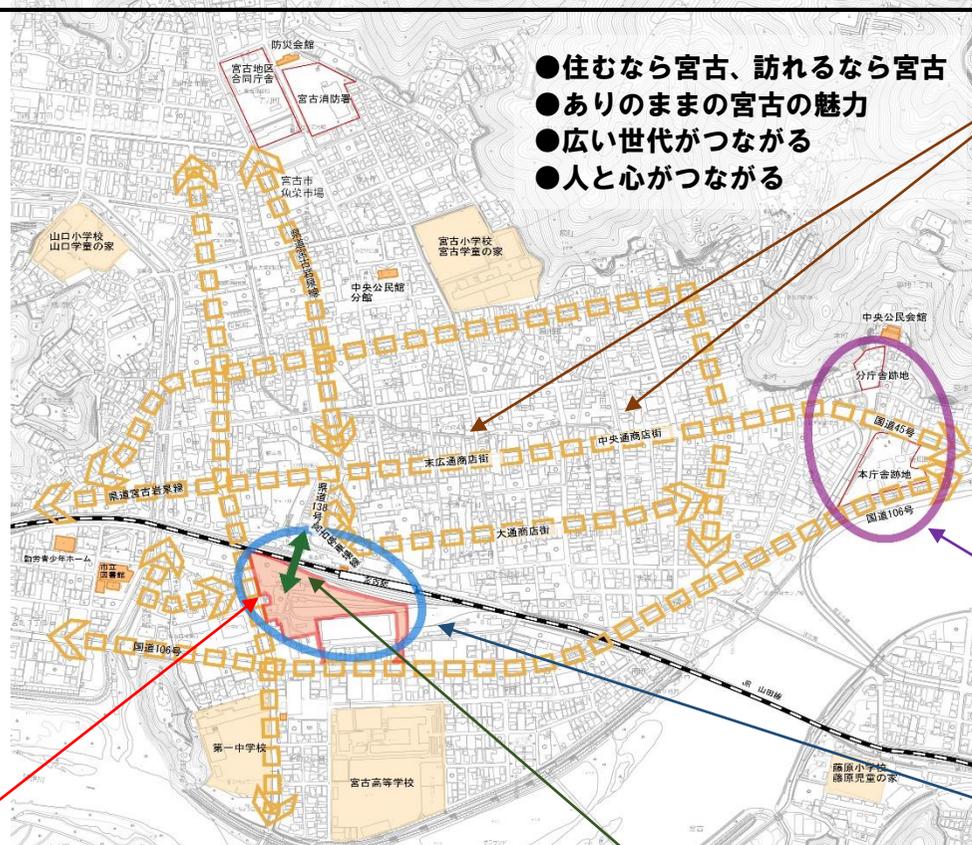
階	X方向 I s 値	Y方向 I s 値
7	0.23	0.28
6	0.35	0.30
5	0.26	0.26
4	0.26	0.26
3	0.25	0.22
2	0.28	0.22
1	0.33	0.21

【本庁舎別館】

階	X方向 I s 値	Y方向 I s 値
2	0.62	0.80
1	0.37	0.33

※X方向とは、庁舎前後方向。Y方向とは、庁舎左右方向。

資料4 拠点施設を中心とした中心市街地の活性化イメージ



- 住むなら宮古、訪れるなら宮古
- ありのままの宮古の魅力
- 広い世代がつながる
- 人と心がつながる

回遊性の向上、賑わいの創出

- ・ 駅、拠点施設 ⇒ 商店街 ⇒ 市庁舎跡地につながる、歩きたくなる仕掛けづくり
- ・ 低未利用地を活用した、滞留空間の創出（例：まちなかサロン、チャレンジショップなど）
- ・ 利便性の向上（例：レンタサイクル、ポケットパークなど）
- ・ まち歩きの推奨（例：宮古の歴史・文化を巡る散策マップ・健康ウォークマップの提供）



おでんせプラザ
(中央通商店街)

市庁舎跡地の利活用

- ・ 集客、誘客力のある新たなシンボル拠点（まちの顔、元気な宮古の象徴）⇒まちづくり市民会議でアイデアを整理
- アイデアの例：公園・スポーツ広場、震災伝承館、イベントスペース、商業空間（屋台）など

宮古駅南側の新たな拠点施設

- ①防災・災害対応の体制強化
 - ②中心市街地の賑わい創出
 - ③市内各地区（拠点）との連携強化
- ・ ワンストップの行政サービス
 - ・ 誰もが訪れたい親しみのある施設
 - ・ 学生や社会人が利用しやすい環境
 - ・ まちづくりサポーターの育成
 - ・ 宮古の魅力、災害記録のガイダンス

自由通路（避難通路）

- ・ 駅、拠点施設、商店街のつながりに配慮した、自由通路（避難通路）



自由通路（避難通路）イメージ（案）

情報発信の強化

- ・ 市民活動や行政サービス、各種団体などの様々な情報の発信、交流の促進
- ・ 浄土ヶ浜、道の駅などの観光資源との連携、まちなか観光、防災観光の推進
- ・ 宮古らしさをいかしたおもてなし（方言、食べ物、自然）



総合観光案内所

資料5 まちづくり市民会議の活動報告（市民ワーク・ショップ）

1 市民ワーク・ショップの概要

(1) ワーク・ショップとは

「多様な人たちが主体的に参加し、チームの相互作用を通じて新しい創造と学習を生み出す場」と定義されています。ワーク・ショップに集まった人々が思いやアイデアを語り、みんなが安心してのびのびと深め合っていく。そして、議論を通じて新しい発見をしたり、新しい何かを作り出していく、そういった話し合いを生み出し、創造や学習につなげていく場となります。

(2) 目的

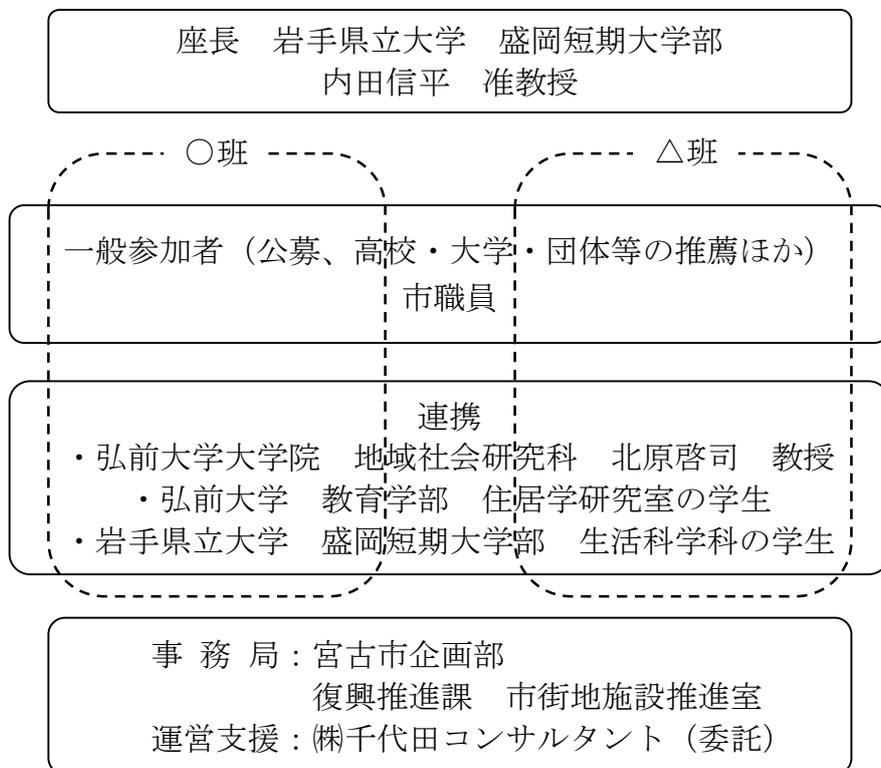
現在の市庁舎と宮古駅南側に整備予定の地域防災拠点施設を核とした中心市街地地区（エリア）に、結びつきやつながりを築き活性化を生み出す方策について、アイデアを出し合います。

なお、市民ワーク・ショップは、宮古市と岩手県立大学との協働研究にて行い、住民主体の「まち育て」を主目的とし、ワーク・ショップを通して新たな地域リーダーの発掘と育成、市民協働の推進などの波及効果も期待します。

(3) 対象

市内在住の概ね高校生から40歳未満で、まちづくり団体及びグループなどの構成員ほか

(4) 実施体制



2 活動報告

(1) 開催内容

	日 時	参加者数	テ ー マ
第1回	平成 26 年 11 月 29 日	49 人	講演「まち育てのススメ」 講師 弘前大学 北原教授 ワーク・ショップ「中心市街地地区の活性化の アイデア」
第2回	平成 26 年 12 月 20 日	52 人	「中心市街地地区の活性化（まち育て）のアイ ディア」
第3回	平成 27 年 1 月 24 日	36 人	「冬のみやこ、まち歩きワーク・ショップ」
第4回	平成 27 年 2 月 21 日	29 人	「冬のまち歩きワーク・ショップ～マップづく り」
第5回	平成 27 年 4 月 11 日	29 人	講演「先輩に聞く！昔のみやこまち」 講師 (有)タウン情報社 橋本代表
第6回	平成 27 年 5 月 23 日	24 人	講演「シナリオづくりに向けて」 講師 弘前大学 北原教授 ワーク・ショップ「シナリオづくり～市庁舎跡 地の利活用に向けて」
第7回	平成 27 年 6 月 20 日	29 人	「シナリオづくり～まち育て戦略会議ワーク・ ショップ～市庁舎跡地の利活用に向けて」
第8回	平成 27 年 8 月 1 日	30 人	「私たちは、宮古のまちなかで、こんなふう に過ごしたい！～市庁舎跡地の過ごし方、食べ 方、楽しみ方～」

■まちづくり市民会議（市民ワーク・ショップ）参加者 所属団体一覧

No.	参加者所属団体名
1. 学生、生徒	
(1)	県立宮古高等学校
(2)	県立宮古北高等学校
(3)	県立宮古水産高等学校
(4)	県立宮古商業高等学校
(5)	県立宮古工業高等学校
(6)	県立大学宮古短期大学部
(7)	ユースみやっこベース
2. NPO等まちづくり団体	
(1)	NPO エムジョイ
(2)	NPO 輝きの和
(3)	NPO 三陸 NPO 支援センター
(4)	NPO 三陸情報局
(5)	NPO みやこラボ
(6)	宮古海戦組
(7)	ユースみやっこベース
3. 関係機関、団体	
(1)	宮古商工会議所
(2)	宮古観光文化交流協会
(3)	宮古市社会福祉協議会
(4)	陸中宮古青年会議所
(5)	末広町商店街振興組合
(6)	中央通商店街振興組合
(7)	(株)三陸鉄道
(8)	(株)キャトル宮古
(9)	宮古エフエム放送(株)
(10)	みやこ映画生活協同組合
(11)	市立宮古小学校
(12)	市立第一中学校
4. 一般公募	

(2) 活動報告書（「かわら版」から抜粋）

①第1回ワーク・ショップ ～中心市街地地区の活性化のアイデア～

■基調講演

弘前大学 北原先生のお話
「まち育てのススメ」



復興まちづくりに本当に必要な視点
・つくる人（行政）とたべる人（市民）の協力
・たべる人の武器がワーク・ショップ。足を使い、目と耳を使って課題を見つけ、創造する。

■ワーク・ショップ

- ①そのまちで自分がしてみたいこと
 - ②そのまちで他の人がやっていること
 - ③こんなまちはいやだ！
- の3つの切り口で意見を出し合う



②第2回ワーク・ショップ ～中心市街地地区の活性化（まち育て）のアイデア～

■ワーク・ショップ

「まちに活気がある」「賑わっている」というイメージを実現するためのアイデア
次の各分野に分けて・・・

- A：「駅南側の新しい施設」
- B：「現市庁舎の跡地」
- C：「まちなか（中心街）」
- D：「その他」



■各班からの発表



〔意見の例〕

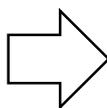
B班…住むなら宮古・行くなら宮古
・観光インフォメーション…観光案内
グルメのフリーペーパー
・NPOなどが活動できるスペース
・星がきれい…夜の観光

D班…ありのまま宮古Ⅱ
・歴史…震災を若い世代に伝える
・市内循環バスを！
・学生が集まれるスペースがほしい

G班…「珍百景の街」みやこ
・商店街に「隠れサーモンくん」を！
・来訪した有名人の手形を残す
・市役所を鮭の形にしては？

③第3回ワーク・ショップ ～冬のみやこ、まち歩きワーク・ショップ～

- 「まち歩きの心得」を伝授
弘前大学 北原先生からのお話
- いざ、まち歩きへ出発



- 皆さんが選んだ「今日の1枚」



「昭和」ストリート



若い女子、大コーフン！



いまでしょ!!

④第4回ワーク・ショップ ～冬のまち歩きワーク・ショップ～マップづくり～

- 第3回ワーク・ショップで撮影した写真を使って各班でのマップづくり

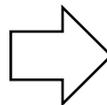


- ① 良い印象、② 悪い印象、③ 気になる写真など、コメントを付けた写真を地図に貼り付け

- 各班で作ったまち歩きマップの発表



B班 世代別デートコースの提案



D班 古き良き「あうえーこ」

⑤第5回ワーク・ショップ ～講演「先輩に聞く！昔のみやこまち」～

■特別講座「先輩に聞く！昔のみやこまち」

紹介いただいた、昔の「みやこまち」



講師 (有)タウン情報社 橋本久夫さん

「みやこわが町」の創刊からのお話や、明治から昭和にかけて撮影された写真を紹介しながら、撮影された時代の様子や写真にまつわるエピソード、現在の「みやこまち」との比較など貴重なお話を聞くことができました。



山口川本町通り



宮古橋と山田線鉄橋

⑥第6回ワーク・ショップ ～シナリオづくり～市庁舎跡地の利活用に向けて～

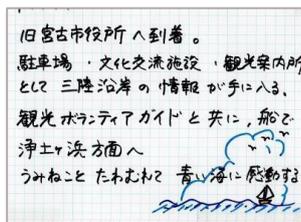
■各班のシナリオづくり

「ある日の土曜日の過ごし方」と題し、4～5枚の紙芝居形式のシナリオづくり
【ルール】

- ①主人公は自由に選定すること
- ②宮古市内をフィールドに、「市役所跡地」か「新拠点施設」を1シーン入れること



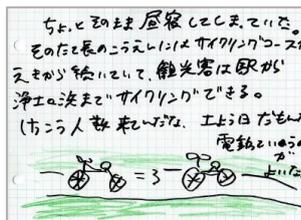
■シナリオの1シーン（市役所跡地のシーン）



帰省した同級生達と船で浄土ヶ浜へ！



子どもが遊ぶのを見ながらママ友とおしゃべり



電動自転車で浄土ヶ浜までサイクリング



高校生カップルは公園でバドミントン

⑦第7回ワーク・ショップ

～シナリオづくり・まち育て戦略会議ワーク・ショップ・市庁舎跡地の利活用に向けて～

■ワーク・ショップ

市役所跡地での過ごし方のシーン作り

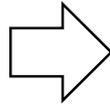


市役所6階から敷地を眺める

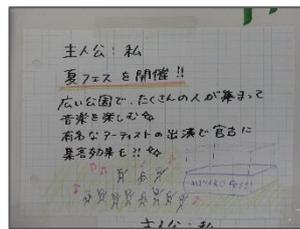


各班でアイデアをグループ分け

■発表



■シーンの例



広い公園で夏フェス
(音楽イベント) を開催



歩道橋と合わせて
イルミネーション

⑧第8回市民ワーク・ショップ

■ワーク・ショップ

まちなかでの過ごし方ストーリー作り



■発表：市長へのプレゼンテーション



A班「森・山・川と中心市街地をつなげる！」

B班「1日宮古で Enjoy Summer！」

C班「デートも、文化も、酒も 約4 kmの
みやこ物語」

D班「四季を楽しむ！！宮古」

E班「学生・社会人・家族・高齢者」

×「平日・休日」×「春・夏・秋・冬」

■講評者



左から、北原先生、山本市長、植田先生

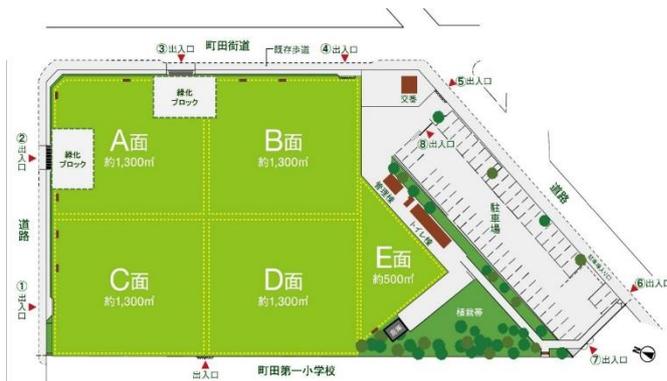
資料6 全国自治体の活用（計画）事例

1. 町田市庁舎跡地

所在地	本庁舎跡地：東京都町田市中町1丁目20-23
敷地面積	本庁舎跡地：約9,254㎡
整備施設等	本庁舎跡地：芝生広場（5,700㎡）、駐車場、広場利用・イベント関連施設（管理人館、トイレ、資材置き場、イベント用電源・給排水、夏場シャワーミスト等）

<本庁舎跡地利用>

■ 町田シバヒロ平面図



※平面図：町田市 HP より

■ 現況写真



幹線道路からの案内標示



圧迫感のないフェンス(1.2m)



民間駐車場(一部、公共区画有)



管理人室



芝生手入れ器具置き場



災害時用かまどベンチ

■ 事業スケジュール

2012年7月14～16日 庁舎移転、2012年度下期～2013年度上期 建物の解体

2013年度上期 広場の整備計画の策定、2013年度下期 広場整備と管理・運営計画の策定

2014年5月 芝生広場オープン

2. 立川市庁舎跡地

所在地	東京都立川市錦町3丁目2-26
敷地面積	約 9,222 m ²
整備施設等	立川市子ども未来センター（庁舎建物を改修し利活用） 「子育て教育支援」「文化芸術活動支援」「市民活動支援」「にぎわい創出」「行政機能補完」 （建物延べ床面積 4,495 m ² 、建設規模：SRC造一部S造 地上2階、地下1階、1970年竣工、2012年改修）

■ 施設概要、経緯

立川市子ども未来センターは、1970年に竣工した立川市役所第2庁舎を改修し、子育て、教育、市民活動、文化芸術活動を支援し、さらに賑わい事業によって地域の賑わいを生み出すことを目指した、市民に開かれた活動拠点として計画された。

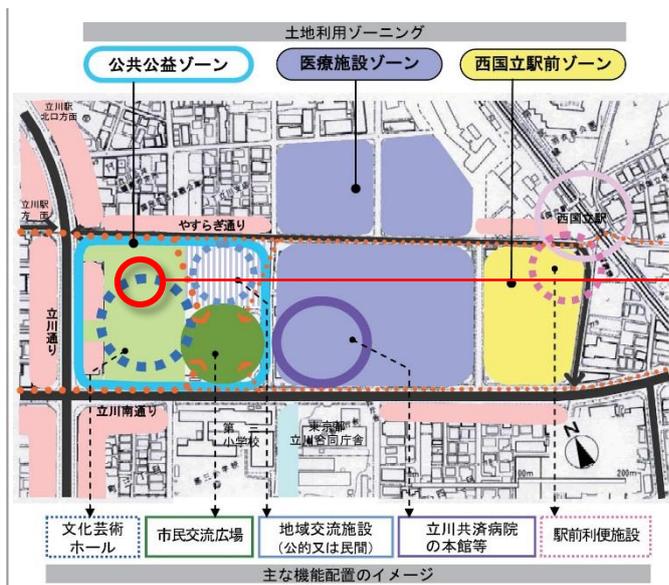
市はこの施設整備にあたり、築43年経過した建物（庁舎）の再利用によるストック活用のアイデアをPPP（官民連携）という事業手法を活用し公募を行った。

■ 現況写真



※立川市子ども未来センターHPより

■ 参考）周辺土地利用ゾーニング



立川市子ども未来センター

※旧庁舎周辺地域グランドデザイン（平成22年3月立川市）より抜粋の図面に一部（赤）書き込み

3. 伊根町庁舎跡地

所在地	京都府与謝郡伊根町平田 493
敷地面積	約 913㎡
整備施設等	伊根浦公園（舟屋型休憩所）、駐車場 13 台（バス1 台含む） 2013 年3月 供用

■ 旧庁舎跡地概要、経緯

伊根町では、伊根浦の舟屋群が国の重要伝統的建造物群保存地区の選定を受けたこと等に伴い、町を特色づける拠点である伊根浦地区の活性化を進めている。

町役場については、平成17年4月、施設の老朽化・狭隘化等もあり別地区の幹線道路沿いへと移転し、その後は遊休状態となっていた。敷地は伊根地区の中心地に位置し、周囲には小学校などの公共施設や商店、旅館、民宿など民間施設が集積され営まれている。

※以上、伊根町役場跡地活用事業提案公募要項より

■ 海側から見た旧庁舎とその周辺



■ 敷地から見た風景



※伊根町 HP より

■ 現況写真



※伊根町マスコットキャラクター「ふなやん」のブログより

<http://ameblo.jp/ine-kankou/entry-11493070802.html>

<http://ameblo.jp/ine-kankou/entry-11480924393.html>

4. 山武市「松尾地域賑わい空間創出事業基本計画」

■ 庁舎跡地の概要

所在地	千葉県山武市松尾町松尾 40-2
敷地面積	約 12,900 m ²
整備施設等	(仮称) 松尾交流館 (公民館：スタジオ(第 1 スタジオ約 160 m ² 、第 2 スタジオ約 100 m ² 、第 3・4 スタジオ約 60 m ²)・情報コーナー、学童クラブ(施設管理部署 子育て支援課、制度改正に伴い対象が小学校 6 年生まで拡大に向けた対応)、直売所・軽食コーナー(指定管理者 ききょうの郷企業組合) ダンス等発表のできる広場 約 1,000 m ² 、駐車場 約 100 台

※敷地内のそのまま利用する既存施設：松尾ふれあい館（平成元年建築、RC 造、2 階）

■ 庁舎跡地の施設整備基本方針

(松尾地域賑わい創出整備事業基本計画・基本設計からの市作成資料より)

平成 23 年度松尾地域賑わい空間創出研究会を中心に議論による導入すべき機能

- ①物品販売（地域で作られる製品の販売）、②健康（老若男女の健康づくりの場）
- ③発表・展示（人の集まる場の創出）、④飲食（地元食材を中心とした食を提供）
- ⑤教室・講座（教室等における交流機能）、⑥その他（高齢者の交流・子どもの遊び場）

庁舎跡地の基本方針

- (1) 松尾地域の賑わい創出や活力の向上
- (2) 松尾地域のコミュニティの再構築
- (3) 松尾構想の魅力の向上

■ 施設の利用イメージ、規模等



上：ダンス発表のできる広場
(周りに屋根付き通路)
左上：直売所・軽食コーナー
左下：スタジオ(ダンス等)

■ 事業スケジュール

- 2009 年度 跡地利用に伴う地域活性化基礎調査、庁舎等解体撤去工事設計積算業務委託
- 2011 年度 庁舎跡地等整備基本計画策定業務委託
- 2011 年 9 月～ 松尾地域賑わい空間創出研究会の発足（2011 年度計 7 回、以降随時開催）
- 2013 年度 庁舎等解体撤去工事設計積算・工事監理業務委託、松尾地域賑わい創出整備事業基本設計・実施設計
- 2014 年度 (仮称) 松尾交流館整備工事・施工監理業務委託
- 2015 年 10 月 1 日 松尾交流センター洗心館 開館

資料 7 検討の推進方針と推進体制

宮古市庁舎跡地活用の検討に関する推進方針

(基本姿勢)

第1 本検討は、市政の重要な課題の解決を目指すものであることから、宮古市自治基本条例第4条（参画と協働の原則）、第14条第2項及び第3項（市政運営の原則）の規定に基づき、市民とまちづくりの目標を共有し推進するものとする。

(基本的考え方)

第2 本検討にあたっての基本的な考え方は、次のとおりとする。

- 1 「宮古市総合計画（平成23～31年度）」、「新市建設計画（平成17～31年度）」「新市基本計画（平成22～31年度）」並びに「宮古市東日本大震災復興計画（平成23～31年度）」のほか、関連する各種計画等との整合を図る。
- 2 宮古駅南側において整備予定の地域防災拠点施設と同様に、重要な新たな拠点として活用を検討する。検討にあたっては、効果的な活用方法について市民ニーズを広く聴き、多くの人々が日常的に集う憩いの場、また、賑わいをもたらす拠点となることを主眼とする。
- 3 宮古市参画推進条例の規定に基づき、市民の参画により立案する。

(推進体制)

第3 本検討の推進体制は、次のとおりとする。（別紙、推進体制図のとおり）

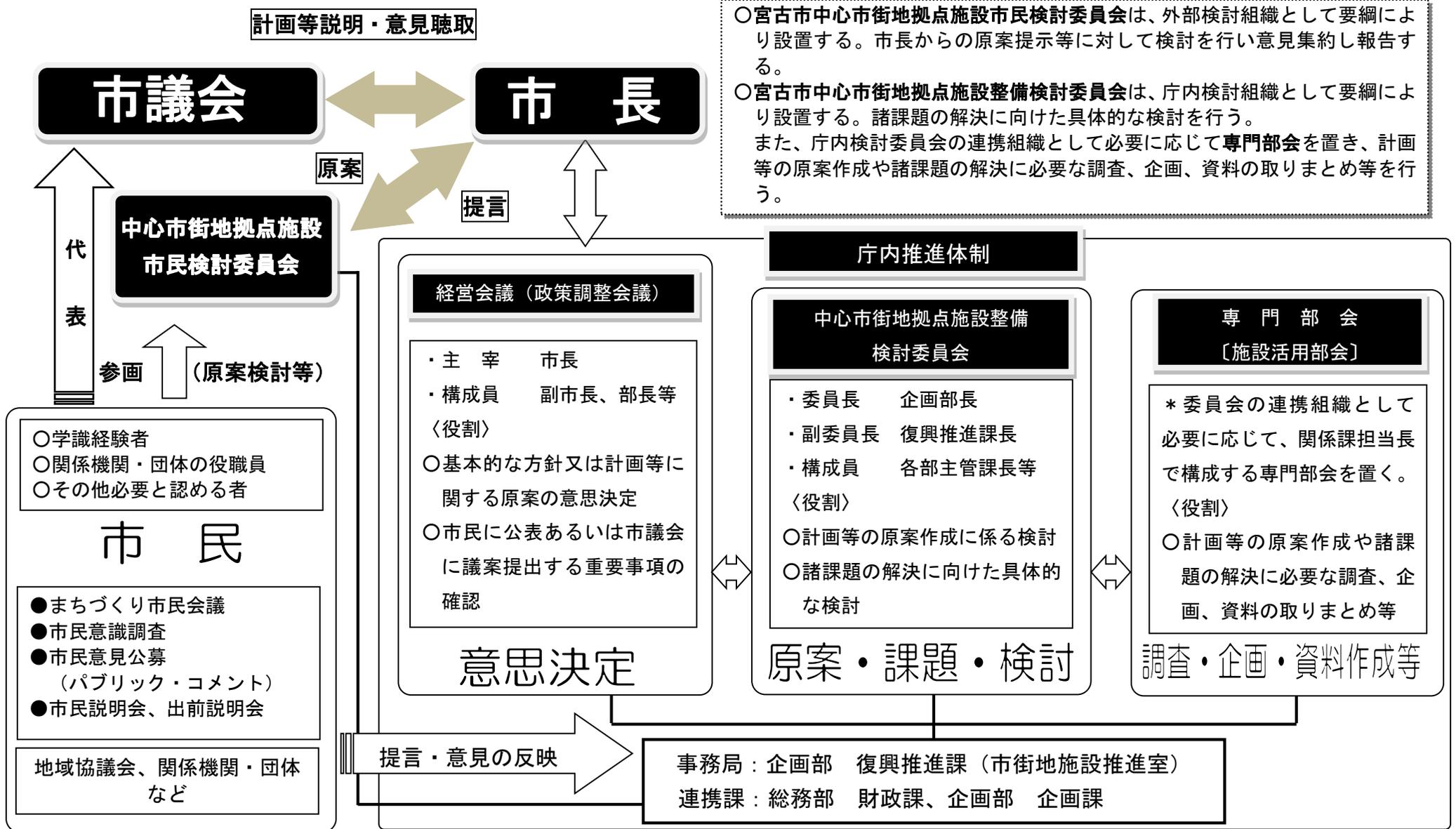
- 1 市民参画
 - (1) 基本的事項については、中心市街地拠点施設市民検討委員会及びまちづくり市民会議にて検討する。
 - (2) 市民の意向を把握するため、積極的に意見表明の場（市民意識調査、パブリック・コメント、市民説明会など）を設けて、検討の経過について公表するものとする。
- 2 庁内体制
 - (1) 計画の原案は、中心市街地拠点施設整備検討委員会にて検討する。
 - (2) 基本的事項の検討及び調整は、事業を所管する関係部署等と連携して行うものとする。

(推進の手順)

第4 本検討に基づく基本構想等の決定手順は、次のとおりとする。

中心市街地拠点施設市民検討委員会の検討事項の報告に基づき、中心市街地拠点施設整備検討委員会での原案作成及び経営会議における審議決定により、市民の参画及び議会との意見交換を経て、市長決裁により策定する。

宮古市中心市街地拠点施設整備事業 推進体制図（市庁舎跡地活用検討）



資料 8 検討組織

宮古市中心市街地拠点施設市民検討委員会要綱

平成 26 年 5 月 28 日制定 告示第 103 号

平成 27 年 3 月 31 日改正 告示第 59 号

(設置)

第 1 条 宮古市中心市街地拠点施設整備事業に関する事業計画及び諸課題について検討するため、宮古市中心市街地拠点施設市民検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第 2 条 委員会は、委員 25 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係機関及び各種団体の代表者又は職員
- (3) 公募による者
- (4) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、第 1 条の規定による検討が終了したときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会は、市長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第 6 条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、企画部復興推進課において処理する。

(補則)

第 8 条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 26 年 5 月 28 日から施行する。

附 則

この告示は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

宮古市中心市街地拠点施設市民検討委員会委員名簿

(委嘱期間：平成27年5月15日～平成28年3月31日、敬称略)

No.	選出区分	所属名称	職名	氏名
1	学識経験者	弘前大学教育学部	教授【委員長】	きたはら けいじ 北原 啓司
2	関係機関	宮古商工会議所	副会頭【副委員長】	てらさき つとむ 寺崎 勉
3	関係機関	一般社団法人宮古観光文化交流協会	会長	さわだ かつじ 澤田 克司
4	関係機関	社会福祉法人宮古市社会福祉協議会	会長	あかぬま まさきよ 赤沼 正清
5	関係機関	一般社団法人陸中宮古青年会議所	青少年交流委員会委員長	ふとながね りえこ 太長根 理恵子
6	関係機関	宮古市芸術文化協会	会長	おのでら ふみお 小野寺 文雄
7	関係機関	一般社団法人宮古医師会	理事	うちだ えいこ 内田 瑛子
8	各種団体	宮古地域自治区（重茂漁業協同組合）	（女性部長）	もりあい としこ 盛合 敏子
9	各種団体	田老地域自治区（田老地域協議会）	（会長）	はやしもと たくお 林本 卓男
10	各種団体	新里地域自治区（新里地域協議会）	（会長）	なかの まさたか 中野 正隆
11	各種団体	川井地域自治区（川井地域協議会）	（会長）	いとう かずえい 伊藤 和榮
12	各種団体	宮古市消防団	団長	やました しゅうじ 山下 修治
13	各種団体	末広町商店街振興組合	理事長	さこう えいいち 佐香 英一
14	各種団体	中央通商店街振興組合	理事長	たかはし まさゆき 高橋 雅之
15	各種団体	宮古市町内自治会連合会	会長	よこた だいじゅ 横田 大樹
16	各種団体	宮古市地域婦人団体協議会	会長	すずき みつこ 鈴木 光子
17	各種団体	宮古市PTA連合会	理事	くどう あゆみ 工藤 歩
18	各種団体	昭和通りのおかみさんもてなしたい	隊長	ささき けいこ 佐々木 慶子
19	公募委員			いわた ひろこ 岩田 博子
20	公募委員			こんの ゆう 金野 侑
21	その他	東日本旅客鉄道(株)盛岡支社宮古駅	宮古駅長	ひらふじ かずしこう 平藤 一氏幸
22	その他	(株)三陸鉄道	代表取締役社長	もちづき まさひこ 望月 正彦

※ No.17 工藤委員は、平成27年7月31日に委嘱

宮古市中心市街地拠点施設整備検討委員会要綱

平成26年5月23日 制定

平成27年4月 1日 改正

(設置)

第1条 宮古市中心市街地拠点施設整備事業（以下「整備事業」という。）を総合的かつ効果的に推進するため、宮古市中心市街地拠点施設整備検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 整備事業の計画等の策定に係る検討に関すること。
- (2) その他、整備事業の計画等の策定に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は企画部長、副委員長は復興推進課長をもって充てる。
- 3 委員は、別に定める職員をもって充て、委員長が指名する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

(専門部会)

第6条 計画等の策定に係る検討に必要な調査、企画、資料の取りまとめ等を行わせるため、委員会に専門部会（以下「部会」という。）を置き、各部会の名称及び構成は、別に定める。

- 2 部会は、市の関係課担当長、その他必要な職員で構成する。
- 3 部会に、部会長及び副部会長を置く。
- 4 部会は、必要に応じて新たに設置あるいは廃止することができる。

(庶務)

第7条 委員会の事務局は、企画部復興推進課に置く。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年5月23日から施行する。

附 則

- 2 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

宮古市中心市街地拠点施設整備事業

(委員会要綱第3条関係) 宮古市中心市街地拠点施設整備検討委員会構成員

No.	選出区分	所属・職名	氏名
1	委員長	企画部長	山崎 政典
2	副委員長	企画部 復興推進課長	多田 康
3	委員	総務部 総務課長	野崎 仁也
4	委員	総務部 財政課長	菊池 廣
5	委員	総務部 契約検査課長	佐々木 勝利
6	委員	企画部 企画課長	伊藤 孝雄
7	委員	市民生活部 総合窓口課長	大森 裕
8	委員	市民生活部 生活課長	佐藤 裕子
9	委員	保健福祉部 福祉課長	松舘 仁志
10	委員	保健福祉部 介護保険課長	三浦 吉彦
11	委員	保健福祉部 健康課長	伊藤 貢
12	委員	産業振興部 産業支援センター所長	中嶋 良彦
13	委員	産業振興部 商業観光課長	下島野 悟
14	委員	都市整備部 建設課長	箱石 文夫
15	委員	都市整備部 都市計画課長	中村 晃
16	委員	都市整備部 建築住宅課長	松下 寛
17	委員	危機管理監 危機管理課長	戸田 忍
18	委員	教育委員会事務局 総務課長	中嶋 巧
19	委員	教育委員会事務局 学校教育課長	妻田 篤
20	委員	教育委員会事務局 生涯学習課長	伊藤 重行
21	委員	上下水道部 経営課長	飯岡 健志
22	委員	議会事務局 事務局次長	佐々木 純子

(委員会要綱第6条関係) 宮古市中心市街地拠点施設整備検討委員会専門部会構成員

No.	部会名	構成課所等名 (◎部会長、○副部会長)	備考
1	地域防災部会	◎危機管理課、○消防対策課、生活課、上下水道部施設課	防災拠点施設、防災システム
2	市民協働部会	財政課、企画課、◎生活課、福祉課、介護保険課、健康課、商業観光課、危機管理課、○生涯学習課	防災・地域活力創出拠点施設
3	保健福祉部会	○福祉課、介護保険課、◎健康課	被災公共施設機能回復
4	市民窓口部会	○税務課、◎総合窓口課、生活課、福祉課	行政機能集約・効率化
5	建設環境部会	環境課、◎建設課、都市計画課、○建築住宅課、上下水道部施設課、財政課	拠点施設建設・拠点環境整備
6	議会協働部会	◎議会事務局	議会及び議会事務局機能
7	施設活用部会	企画課、◎財政課、○商業観光課、都市計画課	現有施設及び跡地利活用
8	総務情報部会	◎総務課、企画課、○財政課、都市計画課、教育委員会総務課、教育委員会学校教育課	総合調整(行政機能集約・効率化)、情報システム
*	その他	必要に応じて、新たな部会を置くことができる。	

(平成27年10月7日現在、必要に応じて、委員長が指名あるいは設置する。)

資料 9 主な取組経過

(1) 宮古市中心市街地拠点施設市民検討委員会

時 期	会議等の名称	検 討 課 題
平成 27 年 7 月 31 日	第 2 回市民検討委員会	「拠点施設建設・基本設計（案）」について 「市民アンケート調査」について 「市庁舎跡地活用に関する基本構想（案）」について
平成 27 年 9 月 2 日	第 3 回市民検討委員会	拠点施設建設事業について 宮古市庁舎跡地活用に関する基本構想（素案）について 市民アンケート調査の集計結果について

(2) 市民まちづくり会議

時 期	会議等の名称	テーマ
平成 26 年 11 月 29 日	第 1 回市民ワーク・ショップ	講演「まち育てのススメ」 講師 弘前大学 北原教授 ワーク・ショップ「中心市街地地区の活性化のアイデア」
平成 26 年 12 月 20 日	第 2 回市民ワーク・ショップ	「中心市街地地区の活性化（まち育て）のアイデア」
平成 27 年 1 月 24 日	第 3 回市民ワーク・ショップ	「冬のみやこ、まち歩きワーク・ショップ」
平成 27 年 2 月 21 日	第 4 回市民ワーク・ショップ	「冬のまち歩きワーク・ショップ～マップづくり」
平成 27 年 4 月 11 日	第 5 回市民ワーク・ショップ	講演「先輩に聞く！昔のみやこまち」 講師 (有)タウン情報社 橋本代表
平成 27 年 5 月 23 日	第 6 回市民ワーク・ショップ	講演「シナリオづくりに向けて」 講師 弘前大学 北原教授 ワーク・ショップ「シナリオづくり～市庁舎跡地の利活用に向けて」
平成 27 年 6 月 20 日	第 7 回市民ワーク・ショップ	「シナリオづくり～まち育て戦略会議ワーク・ショップ～市庁舎跡地の利活用に向けて」
平成 27 年 8 月 1 日	第 8 回市民ワーク・ショップ	「私たちは、宮古のまちなかで、こんなふう に過ごしたい！～市庁舎跡地の過ごし方、食 べ方、楽しみ方～」

宮古市庁舎跡地活用に関する基本構想（案）

平成 年 月 日策定

《事務局》

岩手県宮古市 企画部 復興推進課

〒027-8501 岩手県宮古市新川町2番1号

電話番号 0193-62-2111（代表）

ファクシミリ 0193-63-9114

ホームページ <http://www.city.miyako.iwate.jp/>

電子メール fukkou@city.miyako.iwate.jp



サケのまち宮古 PR キャラクター
サーモンくん&みやこちゃん